

令和 年 月 日

(提出先) 上 田 市 長

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

このことについて、(名称) 駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第 13 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

*管理規程を添付すること。

○路外駐車場管理規程に定めるべき事項（駐車場法第 13 条第 1 項）

- 1 路外駐車場の名称
- 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所
 - * 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 3 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - * 休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。
- 4 駐車料金に関する事項
 - イ 駐車料金の額は確定額をもって定めなければならない。
 - ロ 駐車料金の額は能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む額を超えないこと。
 - ハ 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
 - ニ 自動車を駐車させる者の負担能力を考慮し、その利用を困難にするおそれのない額であること。
- 5 路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。
- 6 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 7 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要